

定 款

原本

一般社団法人 埼玉県マンション管理士会

平成 20 年 12 月 1 日作成
平成 20 年 12 月 24 日公証人認証
平成 20 年 12 月 24 日社団成立
平成 21 年 11 月 23 日一部改正
平成 25 年 11 月 23 日一部改正
平成 27 年 3 月 28 日一部改正
平成 27 年 4 月 25 日一部改正
令和 元年 11 月 23 日一部改正

一般社団法人埼玉県マンション管理士会定款

目次

- 第1章 総則（第1条-第8条）
- 第2章 会員（第9条-第18条）
- 第3章 総会（第19条-第29条）
- 第4章 役員及び理事会等
 - 第1節 役員等（第30条-第39条）
 - 第2節 理事会（第40条-第54条）
 - 第3節 綱紀委員会（第55条）
- 第5章 財産及び会計（第56条-第65条）
- 第6章 基金（第66条・第67条）
- 第7章 定款の変更・合併及び解散等（第68条-第70条）
- 第8章 事務局（第71条・第72条）
- 第9章 情報公開及び個人情報の保護（第73条-第75条）
- 第10章 補則（第76条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人 埼玉県マンション管理士会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

（定義）

第3条 この定款において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 一般法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。）をいう。
- 二 適正化法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。）をいう。
- 三 日管連 一般社団法人日本マンション管理士会連合会をいう。
- 四 会員 一般法人法上の社員をいう。

- 五 総会 一般法人法上の社員総会をいう。
- 六 理事長 一般法人法上の代表理事をいう。
- 七 入会 一般法人法上の入社をいう。
- 八 退会 一般法人法上の退社をいう。
- 九 規則 この法人の運営に関する規定の制定、改廃を総会の決議で行うものをいう。
- 十 規程 この法人の運営に関する規定の制定、改廃を理事会の決議で行うものをいう。

(目的)

第4条 この法人は、埼玉県、市町村、日管連その他関係団体との連携、協力等により、会員の活動を支援するとともにマンション管理士制度の周知及び普及を通じてマンションの管理の適正化に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員の指導、支援及び連絡調整
 - 二 会員の研修
 - 三 会報の編集及び発行
 - 四 広報
 - 五 マンション管理に関する情報収集及び情報の公開
 - 六 埼玉県、市町村、日管連その他関係団体との連携、協力、及び要望等の活動
 - 七 マンション管理士制度の周知及び普及
 - 八 マンションの管理に関するセミナー及び相談会等の開催
 - 九 マンション管理に関する調査研究及び出版
 - 十 会員相互の親睦
 - 十一 その他上記各号に付帯する事業及び前項の目的のために必要な事業
- 2 この法人は、この法人が行う事業に関し、定款、倫理規則及び日管連規則等を会員に遵守させるように連絡、指導及び監督を行う。

(法令等の遵守)

第6条 会員は、適正化法等の関連法令はもとより、この法人の定款、倫理規則及び日管連規則等を遵守しなければならない。

(他のマンション管理士会への入会)

第7条 会員は、重複して日管連傘下の他のマンション管理士会あるいは日管連に加盟していないマンション管理士会（紛らわしい名称を冠した団体を含む）の会員となること

はできない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日に終わる。

第2章 会 員

(会員の資格)

第9条 この法人の会員は、埼玉県内に住所又は事務所を有するマンション管理士とする。

ただし、埼玉県内のマンション管理士事務所に勤務する者も含むものとする。

(入会)

第10条 この法人に入会しようとするマンション管理士は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があり、入会金を納入したときに会員となる。

2 入会審査については、別に定める。

(会員の日管連への登録)

第11条 この法人の会員は、日管連が定める登録申請書を日管連に提出し、登録をしなければならない。

(年会費等)

第12条 会員は、別に定める期日までに、この法人に年会費を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、会員は、日管連登録料をこの法人に納入しなければならない。

3 この法人は、日管連登録申請書と共に、前項の日管連登録料を受領し、日管連に納入する。

4 この法人は、毎年6月1日現在における会員数に応じた日管連年会費を、9月末までに日管連に納入する。

5 この法人の入会金及び年会費については、別に定める。

6 日管連登録料については、日管連の規程の定めによる。

7 既に納入された入会金、年会費及び日管連登録料は返還しない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名、住所又は事務所等を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって一般法人法上に規定する社員名簿とする。

2 会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は事務所にあてて行うものとする。

(届出)

第14条 会員は、氏名、住所又は事務所等の変更があった場合は、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

2 この法人は、毎年6月1日時点における会員名簿及び役員名簿を日管連に届け出なければならない。

(任意退会)

第15条 会員は、理事長に退会届を提出し、退会することができる。

(懲戒)

第16条 この法人は、会員の行為が次のいずれかに該当する事実があるときは、懲戒することができる。

- 一 適正化法及びその他関連する法令に違反したとき。
- 二 この法人の定款及び規則等に違反した行為をしたとき。
- 三 日管連の定款及び倫理規程に違反した行為をしたとき。
- 四 この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を著しく傷つける行為をしたとき。
- 五 その他懲戒すべき正当な理由があるとき。

2 懲戒は、次の5種とする

- 一 口頭注意
- 二 文書戒告
- 三 6か月以内の会員資格の停止
- 四 退会勧告
- 五 除名

3 前項第一号から第四号の懲戒は、理事会決議を経てすることができ、前項第五号の懲戒は、総会決議を経てすることができる。この場合において、第44条（理事会決議の省略）は適用しない。

4 理事長は、前項の懲戒を決定するときは、対象となる会員に弁明の機会を与えるものとする。

5 懲戒に関する審査は、綱紀委員会において調査及び審査を行う。ただし、利害関係が

ある会員は、委員会の調査及び審査に参加できない。

6 懲戒に関する手続は、別に定める。

(除名に関する特則)

第17条 前条第2項第5号の除名は、対象会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

2 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(会員資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失する。

- 一 第15条に基づく退会したとき。
- 二 正当な理由なく年会費等を当期開催の定期総会開催日まで滞納したとき。ただし、正当な理由があれば猶予期間6ヶ月が与えられる。
- 三 除名されたとき。
- 四 死亡若しくは失踪宣言を受けたとき。
- 五 適正化法第33条第1項によって、マンション管理士の登録を取り消されたとき。
- 六 総会員の同意があったとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

第3章 総会

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第20条 総会は次に定める事項を決議する。

- 一 定款の変更
- 二 規則の制定、改正及び廃止
- 三 事業報告及び収支決算
- 四 事業計画及び収支予算
- 五 役員の報酬等の額又はその支給基準
- 六 役員の選任及び解任
- 七 綱紀委員の選任及び解任

- 八 入会金及び年会費の変更
- 九 基金の募集及び返還
- 十 資金の借入及び返済
- 十一 会員の除名
- 十二 この法人の合併及び解散
- 十三 日管連からの退会
- 十四 総会で決議するものとして、理事会が決議した事項
- 十五 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会において開催の決議がなされたとき。
- 二 議決権の5分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集を必要とする理由を記載した書面により、招集請求が理事長にあったとき。

3 前項2号の請求をした会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

- 一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- 二 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、全ての会員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。

2 理事長は、前条3項二号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事長は、総会を招集しようとするときは、開催日の2週間前までに、招集の目的、会議の日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により会員に通知しなければならない。

(議長)

第23条 議長は理事長又は理事長が指名する理事がこれに当たる。

(定足数)

第24条 総会は、会員の議決権の過半数を有する会員が出席しなければ、会議を開くこ

とはできない。

(議決権及び書面決議等)

第25条 総会における議決権は会員1名につき1個とする。

- 2 会員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 3 会員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人はこの法人の会員でなければならない。
- 4 代理人は代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。

(決議)

第26条 総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数で議決する。

- 2 前項にかかわらず、第20条第一号、第六号（監事を解任する場合に限る。）、第十号から第十二号までの事項は、総会員の議決権の3分の2以上で議決する。
- 3 前条及び前2項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席会員とみなす

(総会決議の省略)

第27条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の書面は、次条の規定を準用する。

(議事録)

第28条 総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領並びにその結果、及び「一般社団・財団法人法」施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれを署名若しくは記名押印又は電子署名をし、総会の日から10年事務所に備え置くものとする。

- 2 会員及び債権者は、この法人の業務時間内に、議事録の閲覧を請求することができる。

(総会運営規程)

第29条 総会に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは別に定める。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員等

(機関)

第30条 この法人は、この法人の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

(種類及び定数)

第31条 この法人に次の役員を置く

- 一 理事 8名以上15名以内
- 二 監事 2名以内

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、会員の中から、総会の決議で選任する。

- 2 理事長、副理事長、事務局長は、理事の中から理事会決議により選定及び解職する。
- 3 理事と監事は兼ねることはできない。
- 4 役員を選任方法については、別に定める。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 事務局長は、当法人の事務を所掌し、事務局を統括する。
- 5 理事長、副理事長、事務局長以外の理事の職務及び権限は、理事会が定める。
- 6 理事長、その他の理事は、3か月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行を監査し、一般法人法施行規則で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 二 この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- 三 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- 四 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあるとき、又は

法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

- 五 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする召集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 六 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- 七 理事がこの法人の目的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合に置いて、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 役員は、第31条第1項に定めた員数が欠けた場合には辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第36条 役員はいつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわれなければならない。

(報酬等)

- 第37条 役員報酬その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。
- 2 役員がこの法人の業務を執行するために要した費用は、理事会の承認を得て支弁する。

(取引の制限)

第38条 理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - 二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - 三 この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱については、別に定める。

(顧問)

第39条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営上重要事項について理事長の諮問に応じる。

第2節 理事会

(設置)

第40条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事で組織する。

(権限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 二 会員の入退会の承認
- 三 事務局及び委員会等の設置及び改廃
- 四 規程等の制定、変更及び廃止
- 五 事業の執行方法に関する決定
- 六 総会に付議すべき議案の決定
- 七 事業報告案、決算案の承認
- 八 事業計画案、収支予算案の決定
- 九 資産の管理
- 十 理事長、副理事長、事務局長の選定、解職
- 十一 理事の職務の執行の監督
- 十二 日管連総会議案の議決権行使に関する決定

十三 その他この法人運営上必要な事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 重要な使用人の選任及び解任
- 三 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 四 内部体制の整備

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- 四 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第三号により理事が招集する場合及び前条第3項第四号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第三号による場合は、理事が前条第3項第四号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第二号又は第四号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款に定めるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第47条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

2 前項の書面は、第49条の規定を準用する。

(職務の執行状況の報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第5項の規定による報告には適用しない。

(理事会議事録)

第49条 担当理事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会に出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める。

(委員会の設置)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員長は理事の中から、委員は会員の中から、理事会決議を経て理事長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(ブロックの設置)

第52条 この法人は、必要に応じてブロックを置くことができる。

2 ブロックの設置及び運営に関する事項は別に定める。

(会員のブロックへの所属)

第53条 会員は、住所又は事務所(マンション管理士事務所に勤務している場合は、その勤務先を事務所として取り扱う)があるブロックのうち、いずれか一つのブロックに所属し、同時に二つ以上のブロックに所属することはできない。

(ブロックの事業活動の制限)

第54条 ブロックは、行政機関等の施策の協力者として求められる公正性及び中立性を保持しなければならない。

2 ブロックは、前項に定める中立性及び公正性を保持するため、次の各号に掲げる者を相手方として業務等の受委託又は請負(以下「受委託等という。」)に係る契約を締結してはならない。

一 次項で規定する管理組合等(以下、「管理組合等」という。)との間で営利を目的としてマンション管理に関わる業務等の受委託等に係る契約を締結し得る者

二 管理組合等

3 前項の「管理組合等」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律上、マンション管理士に対して相談を寄せ得る以下の者を指す。

一 区分所有法第3条又は第65条の団体の管理者(法人を含む)

二 区分所有者又は団地建物所有者

第3節 綱紀委員会

(綱紀委員会)

第55条 当法人に綱紀委員会を置く。

2 委員会は、会員の綱紀保持に係る調査及び審査をつかさどる。

3 委員会は、綱紀委員(以下「委員」という。)5名以上7名以内をもって組織する。

4 委員は、役員以外の会員の中から総会の決議を経て理事長によって委嘱される。ただし、必要があるときは総会の決議を経て前項の委員の人数の範囲内で会員以外の第三者を委員に委嘱することができる。

5 委員の任期は、就任後2回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

6 委員は、その任期中においても、定款第18条第1項の会員資格の喪失規定に該当するとき、又は総会において解任の決議があったときは退任する。

7 綱紀委員会に必要な事項は、別に綱紀委員会規則で定める。

第5章 財産及び会計

(収入)

第56条 この法人会計の収入は、会員の入会金、会費、寄付金及びその他収入とする。

(借入の実行)

第57条 この法人は、事業資金の調達のために、総会の決議に基づき借入をすることができる。

(返済)

第58条 この法人の借入金の返済は、事業収入及び年会費収入より行う。

2 借入金の返済資金が不足する場合には、総会の決議により会員に対してその負担を求めらる。

(支出)

第59条 法人会計の支出は、事業に要する経費及び事務運営に要する経費とする。

(事業計画及び収支予算)

第60条 理事長は、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

4 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に、当該事業が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第61条 理事長は、法令の定めるところに従い、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会決議を経て、通常総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第五号までの書類については、承認を得なければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書（監事の監査報告書を含む）
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書

五 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 この法人は、前項の通常総会終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

(計算書類等の保存)

第62条 この法人は、前条第三号から第五号までに掲げる計算書類等を作成してから10年間、当該計算書類等を保存しなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧)

第63条 この法人は、各事業年度に係る第61条各号に掲げる計算書類等を、通常総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 会員及び債権者は、当法人の業務時間内に、前項に掲げる計算書類等の閲覧等の請求をすることができる。

(剰余金の分配の禁止)

第64条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第65条 この法人が解散した場合に残余資産があるときは、総会決議により、埼玉県又は、類似の公益的団体に帰属させるものとする。

第6章 基金

(基金)

第66条 この法人は、総会の決議により基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の返還)

第67条 基金の返還は、通常総会の決議によって行わなければならない。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について第1項の決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって行う。

4 基金は、その拠出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時までには返還することができない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第68条 この定款は、総会において会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併)

第69条 この法人は、総会において会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併・事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(法人の解散)

第70条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

第8章 事務局

(設置等)

第71条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第72条 事務局には常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿
- 三 役員及び職員の名簿
- 四 総会及び理事会の議事に関する書類
- 五 事業計画書及び収支予算書
- 六 事業報告書及び計算書類等
- 七 監査報告書
- 八 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- 九 財産目録
- 十 定款で定める規定類
- 十一 その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第73条第2項により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第73条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項は別に定める。

(個人情報の保護)

第74条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公告)

第75条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 この法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(定款に定めのない事項)

第76条 この定款に定めのない事項については、法令の定めるところによる。

附則

(定款の発効)

第1条 この定款は、法人法第13条の規定に基づき、公証人の認証を受けた翌日から効力を発揮する。

(最初の事業年度)

第2条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成21年9月30日までとする。

(設立時役員等)

第3条 この法人の設立時役員は、次の通りである。

設立時理事 伊藤茂忠

設立時理事 杉本哲也

設立時理事 加藤賢二
設立時理事 柳 英夫
設立時理事 作山吉秋
設立時理事 石村健一
設立時理事 栗原照明
設立時理事 大井次郎
設立時理事 鈴木東雄

(法の準拠)

第4条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成20年12月1日

以上、一般社団法人埼玉県マンション管理士会設立のため、別表の設立時社員により本定款を作成した。

附 則 (平成21年11月23日改正)

(施行期日)

第1条 この定款は、平成21年11月23日から施行する。

附 則 (平成25年11月23日改正)

(施行期日)

第1条 この定款は、平成25年11月23日から施行する。

附 則 (平成27年3月28日改正)

(施行期日)

第1条 この定款は、平成27年4月25日から施行する。

(免責事項)

第2条 新組織移行日における所属マンション管理士の入会金は免除する。

第3条 定款第10条第1項に定める事務所又は住所の移転に伴って、他の会員会から当法人に入会し直すときは、入会金は免除する。ただし、他の会員会所属時において年会費等の滞納があるときは、入会を認めないものとする。

第4条 この定款第10条の規定にかかわらず埼玉県内に勤務地（ただし、勤務先がマン

ション管理士事務所の場合は除く。)を有し、かつ当法人に所属を希望するマンション管理士は、日管連新定款施行予定日(平成27年8月31日)から1年を経過する日まで当法人に所属することができる。ただし、重複して他の会員会に所属することはできない。

附 則 (平成27年4月25日改正)

(施行期日)

第1条 この定款は、平成27年4月25日から施行する。

第2条 この定款第51条の規定にかかわらず当該ブロックに勤務地(ただし、勤務先がマンション管理士事務所の場合は除く。)を有し、かつ当該ブロックに所属を希望するマンション管理士は、日管連新定款施行予定日(平成27年8月31日)から1年を経過する日まで当該ブロックに所属することができる。

附 則 (令和元年11月23日改正)

(施行期日)

第1条 この定款は、令和元年11月23日から施行する。